

第十三回国会

大蔵委員会議録 第三十五号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長

佐藤 重遠君

委員

通事小山 長規君

通事

島村 一郎君

通事

三宅 則義君

通事

高田 富之君

通事

深澤 義守君

通事

大藏政務次官

通事

大藏事務官(主

通事

計局法規課長

通事

大藏事務官(主

通事

税局稅制課長

通事

大藏事務官(管財局

通事

通商産業事務官(主

通事

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件  
国有財産特別措置法案(内閣提出第  
五九号)

一般会計の歳出の財源に充てるため  
の米国対日援助物資等処理特別会計  
からする繰入金に関する法律案(内  
閣提出第六一号)

財産税等収入金特別会計法を廃止す  
る法律案(内閣提出第六五号)

郵政事業特別会計法及び電気通信事  
業特別会計法の一部を改正する法律  
案(内閣提出第六七号)

漁船再保険特別会計法の一部を改正  
する法律案(内閣提出第七七号)

渔船再保険特別会計における渔船再  
保険事業について生じた損失を補て  
んするための一般会計からする繰入  
金に関する法律案(内閣提出第七八  
号)

漁船再保険特別会計法の一部を改正  
する法律案(内閣提出第七七号)

渔船再保険特別会計における渔船再  
保険事業について生じた損失を補て  
んするための一般会計からする繰入  
金に関する法律案(内閣提出第七八  
号)

渔船再保険特別会計法の一部を改正  
する法律案(内閣提出第七七号)

渔船再保険特別会計における渔船再  
保険事業について生じた損失を補て  
んするための一般会計からする繰入  
金に関する法律案(内閣提出第七八  
号)

第七条中「本会計」を「普通保険勘定及特殊保険勘定」に改める。

第八条を次のように改める。

ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ國会ニ提出スペシ

第九条中「本会計」を「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」に改め、「事業

「命令」を削る。

「多十条中ノ郷ノ」を「政令」に改めると  
る。

附錄二

**1** この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、昭和二十七年度の予算から適用する。

## 2 昭和二十六年度の予算及び決算

並びに同年分の収入支出は、  
は、なお従前の例による。

### 3 この法律施行の際、この会計に 属する旧漁船保険法（昭和十二年

法律第二十三号)第十七条ノ二第一項の特約による保険(以下「旧特

「特殊保険」という。この再保険に係る未満額再保険料及び支払備金は、

未経過再保險料及び支拂保金に  
特殊保険勘定の所属となり、旧特  
殊保険勘定の所有権は、

殊保険以外の同法による保険(以下「旧普通保険」という。)の再保険

に係る未経過再保険料及び支払額  
金は、普通保険勘定の所屬となる

前原の親王が御内閣に在り、田井

4 首功は却てそのの外、即ち特殊保険又は旧普通保険の再保険事業者、即ち、専門家等によるもので、又は、その

業に係る権利義務は、政令で定めることにより、それぞれ特殊保

險勘定、普通保険勘定又は義務勘定に所属するものとする。

5  
旧特殊保険又は旧普通保険の再  
保険事業に係る権利義務に関する

第一番目に、資金運用部預託金利未率の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。この法律案は、明年度実施を予定されます郵便貯金の利率の引上げが一定と伴いまして、郵便貯金特別会計によるままで、支払い利息などの経費が増加し、明年度以降当分の間、収支の

政府は旧漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)第十七条ノ二(第一項の特約による保険の再保険に係る事業について、昭和二十六年度における同項に規定する事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十七年度において、一般会計から、八千万円を限り、漁船再保險特別会計の特殊保険勘定に繰り入れることができる。

経理は、それぞれ漁船再保険特別会計の特殊保険勘定、普通保険勘定又は業務勘定において行うものとする。

で、郵便貯金特別会計から資金運用部に預託されました資金の利率を引上げる措置を講じ、同会計の収支の不均衡を緩和しようとするとする趣旨のものでござります。現在郵便貯金特別会計から資金運用部に預託されている資金で、約定期間五年以上のものに対しましては、資金運用部資金法の規定によりまして、年五分五厘の利率で利子をつけているのであります。が、明年度以降当分の間、資金運用部資金法の規定による利率で利子をつけますほか、年一分以下の範囲で特別の利率を設け、この利率によりります利子を附加することといたす趣旨でござります。この措置は、郵便貯金特別会計の独立採算が可能なになる見通しがつくまでの臨時的措置でございまして、その特別利率は毎年度政令で定めることといたし、かつまた昭和二十八年度以降は、前年度より低く定めることといたしておるのでござります。

以下の範囲で特別の利率を設け、この利率によります利子を附加することといたす趣旨でございます。この措置は、郵便貯金特別会計の独立採算が可能な見る通しがつくまでの臨時の措置でございまして、その特別利率は毎年度政令で定めることといたし、かつまた昭和二十八年度以降は、前年度より低く定めることといたしております。

不均衡を生ずることが予想されますので、郵便貯金特別会計から資金運用部に預託されました資金の利率を引き上げる措置を講じ、同会計の収支の不均衡を緩和しようとする趣旨のものでござります。現在郵便貯金特別会計から資金運用部に預託されている資金で、約定期間五年以上のものに対しましては、資金運用部資金法の規定によりまして、年五分五厘の利率で利子をつけているのでありますが、明年度以降当分の間、資金運用部資金法の規定による利率で利子をつけますほか、年一分

る、決算上生ずる剩余金または不足金の処理方法、並びに業務勘定における決算上の剩余金の処理方法について規定いたしまして、あわせて必要な経過規定などを設けるという趣旨でございます。

第三に、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。漁船保険法の規定によりまして、拿捕、抑留などの事故を保険の目的として特約いたしまする特殊保険につきまして、昭和二十六年度におきましては、保険事故が異常に発生いたしましたため、漁船再保険特別会計におきまする再保険金の支払いも著しく増加いたしまして、その支払い財源に約八十万円の不足が生じたのでござります。この不足金は、その事故の性質にかんがみまして、一般会計からの繰入金をもあまして補填することが、適当であると考えられますので、その措置を講じますためにこの法律案を提案いたしましたのでございます。なお、ただいま申し上げました特殊保険に関する経理は、別途御審議をお願いいたしております。漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律によりまして、この会計に新たに設けられる特殊保険勘定においてなされることがありますので、損失補填金はこの特殊保険勘定に繰り入れることにいたしております。

以上が三法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申しあげます。

る、決算上生ずる剩余金または不足金の処理方法、並びに業務勘定におきまつて規定いたしまして、あわせて必要な経過規定などを設けるという趣旨でござります。

第三に、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。漁船保険法の規定によりまして、拿捕、抑留などの事故を保険の目的と

○佐藤委員長 速記を始めて。小山長  
規君。  
○小山委員 専売公社の久米監理官及び  
ひょう脳譲長が見えておりますので、  
この際質問を申し上げたいのであります  
が、このしようのうの問題は、今度  
の物調法の廃止の問題にからみまして  
も、いろいろな問題があるのであります  
すけれども、このしようのうの生産の  
状況、それから物調法廃止に伴います  
るところの収納価格を、どういうふう  
にお考えになつておられるか。これをまず  
最初に御質問申し上げたいのであります。  
○長沼説明員 しようのうの生産でござ  
いますが、最近の三、四年間は平均  
大体年間三千トン程度の計画をもちま  
して、計画生産をやつて参つたのであ  
りますが、本年度、二十六年度におき  
ましては、特に海外の需要増加という  
状況にからみまして、製脳者の前々  
からの希望でありました増産をすると  
いう線をきめまして、現在では三千百  
トンよりも約四割ちよつと増の四千三百  
トンの計画で参つておるわけであります  
して、四月以来この二月までの生産  
は、約三千八百二十吨ばかりだと思

いますが、大体計画量の九割の実績を上げております。あと一月でございまですが、現在のところ時期がちょうど最盛期に当つておりますので、ほぼ計画量近く達成されるのではないか、かように推察をしておる次第であります。

収納価格につきましては、公社といつたしまして、昨年の八月に原木その他労銀、諸資材の値上がり等にかんがみますと、二十四年の五月に価格改訂がありました。それよりも相当引上げる必要を感じましたので、約一割五分ばかり値上げして参つたのであります。が、その後製造者の方におきましては、この程度の値上げをもつてしては足らずとして、再三にわたり陳情が参つております。公社といつたしましても、生産面がうまく行くかどうかは、専売事業の運営に最も大きな影響がありますので、十分それぞれの具体的な因子につきまして慎重に調査検討をして参つております。なれど、おかりに上げるとしますれば、相当財源がいるわけであります。そういうふたよな方面のことなど、いろいろ諸般に及ぼす影響等も十分考究して、これが対策には慎重に検討して参つておるようなわけであります。

それからもう一つは、この生産の増加についてはどういうふうな手を打と  
うとされておるのか。原木の生産の増  
加についてどのような手を打とうとさ  
れておるのか。それをあわせて伺つて  
おきたいのであります。

○長沼説明員 物調法の廃止になつた  
あかつきには、現在の原則として、原  
木をしようのう用に使用するというよ  
うな規制がはずれるわけであります  
が、これに伴う善後処置につきまして  
は、林野庁その他とも十分協調いたし  
まして、諸情勢に見合ふように適当に  
善処いたしたい、こういうふうに考え  
ております。

ことに原木のお話がございましたが、  
しようのういたしまして、原木の供  
給者のうち約半分近くが国有林であります。  
従つて国有林につきましては、  
これまで林野庁と十分協調いたしまし  
て、確保に遺憾なきよう期したいと  
思ひます。民有林につきましても、林  
野庁、地方庁とも十分協調をとりまし  
て、原木の確保に遺憾のないようにな  
たいと思ひます。

て都農町に損害を与えたというような事実が、陳情書でもつてわかつたのであります。しかし、こういう事実があるということは御承知でありますか。

○長沼説明員 ただいまの御質問につきましては、最近公社の地方局からも書面をもつてその模様を陳述して参りました。また省からも御連絡がありましたので、それらの模様については存じております。

○小山委員 この問題の解決いかんといたことは、今後のしようのうの生産や原木の確保という政策に、私は非常に影響が出て来るであろうと思うのであります。つまり、この損害の補償といふことに誤りがありますと、今後生産意欲を阻害するというところに、非常な心理的な影響を及ぼして来るであろうと思うのでありますけれども、この補償についてはどういう方針でおやりになるつもりか。実地調査はむろんやられるでありますしよが、その補償の算定の基準というものを、現在の、大切られた原木の実価ということでおやりにならうとするのか。それともこれが成長したあかつきにおいては得られたであろう利益というものを、算定の基準に置かれるのかどうか。これはほど慎重にお考えにならないと、生産意欲を阻害する悪影響を他に及ぼしていくであろう、こう考えますので、この損害補償についてはすみやかに実地調査をすると同時に、その損害の算定にあたつては、将来得られたであろう利益というようなものも、相当十分にお考えになるべきではなかろうか。おともその原因が故意にやつたのか、あるいは過失によつてやつたのかによつて、若干の差異はあるかと思いま

○長沼説明員 公社といたしましては、現在直営造林を行つておりますが、直営造林の方法といたしましては、公社では土地を持つていませんので、地元の土地に地上権を設定して造林をやつておるようなわけであります。しかも多くの成長につきましては、最低四十年もかかりますので、大体地上権の設定のケースは約四十年という長期にわたるものであります。本件は都農町と地上権の設定契約をやつて造林をやつておるわけであります。

につきましては、ただいま申し上げましたように、造林というものは今後四十年も地元の方にお話を頼わなくてはならないのです。そういう趣旨からいたしまして、なるべく円満に解決したいと願つておるようなわけであります。そこで公社といたしましては、至急に地方局と地元の方と共に調査をいたしましては、お互に互譲の精神でもつて具体的な結果をはじめていただきまして、その上でなるべく円満に措置するよういたしたい、こういうふうに考えております。その上で損害額がありますれば、どういうような補償の方法を講ずるかを考究したいと考えておる次第であります。

○小山委員 重ねて伺いますが、実地の調査はいつやられるのかということが一つ。それからその損害の算定にあたつては現状、つまりたとえばその切られた木がどの程度の木であるかといふことは、私も承知しませんが、現状の木の価格でもつて損害賠償をしようとするのか。あるいは将来得らるべき利益ということを算定の基準にするのか。この方針だけは伺つておきたいのであります。

○長沼説明員 調査につきましては、さつそく地方局に通達いたしまして、至急実行するようにさせたいと考えております。それからかりに損害があつた場合の損害の算定方法であります。が、これにつきましては専門家でありますので、ちよつとここに損害の算定方法について申し上げかねるのであります。

○小山委員 一般の方針は私は伺えるであろうと思う。これは久米監理官か

Digitized by srujanika@gmail.com

らお答え願いますが、現状の、つまり  
切られた木、あの木の数量の現在の価  
格で算定するのか。あるいはもしその  
あやまちがなかつたならば、何年か後  
に得られたであろう利益をも勘定に入  
れるのか。これは私はその情状によつ  
て違うと思うのでありますけれども、  
町の当局としては将来得らるべき利益  
ということを相当考えておるに違ひな  
い。それをただ単に現在の価格に直せ  
ばこの程度のものであるからと、いうこ  
とでは、これは私は、円満妥協、互譲  
の精神ということは、互譲でなくて押  
しつけになつてしまふ。でありますか  
ら、損害補償の方針としては、将来得  
るべき利益ということは、当然その  
勘定の中に入れなければならぬものだ  
と思ふが、専売公社の方の御方針はどう  
か。これを伺つておるのであります  
とえばこの三月の年度末までには、  
もう調査を実行するのだというのであ  
りますか。それともまだ日取りがきま  
つてない、来月になるかもしれぬ、  
再来月になるかもしれぬという御意向  
であるのか。それもあわせて伺つてお  
きたい。

○久米政府委員 ただいま専売公社の  
塩脳局のしよう腦課長からお答えいた  
しました通り、しようのう事業の円満  
な運営ということをまず第一に念頭に  
置きましたし、具体的な問題につきまし  
ては、公社の当該地方局と当該の町と  
の間によく話し合ひをつけて、お互に  
納得するような結論を得たいというこ  
とは、先ほどしよう脳課長から答弁い  
たした通りであります。実地調査の時  
期につきましては、できるだけ早く町  
にも御協力を願いまして、共同調査を

いたすということで、三月中に結論が  
得られるというふうな事態を、私ども  
は希望しておるわけでございます。そ  
れから損害の算定の基準につきまして  
は、これは現場でもつて共同調査の際  
に、実情に即した損害額の算定を、お  
話しでいたすというふうなことに相  
なると思つておりますが、全体を通じ  
まして、しようのうに関する専売公社  
の事業が、公社と関係の町村との間で  
円満に行くようにという十分な配慮を

持つておることだけは、私からも重ね  
て申し上げたいと思います。

○小山委員 円満なる解決をはかるた  
めには、もとより町当局も互譲の精神  
をもつてやらなければならぬことはわ  
かつておりますが、役所と地方団体と  
の場合には、対等の立場という議論は  
なか／＼むずかしい。どうしても役所  
側に押されがちなのであります。であ  
りますから、専売公社としては将来の  
問題をお考えになつて、その町の問題  
としてお考えにならずに、国全体の生  
産確保のためには、譲るべきところは  
大幅に譲るというお考へで進まれんこ  
とを、私は特に希望しておきたい。從  
つてその算定の基準については、今壳

午後零時三十三分散会

時より開会の上、税の関係及び国有財  
産関係法案に対する質疑を行うことと  
いたしまして、本日はこれにて散会い  
たします。

○佐藤委員長 次会は明十九日午前十